



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 32 有田川土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 1
- 33 県営ため池等整備事業の工事の完了 (")..... 1
- 34 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)..... 1
- 35 " (")..... 2
- 36 保安林の指定の解除 (")..... 2
- 37 保安林の指定 (")..... 2
- 38 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)..... 2

○ 海区漁業調整委員会指示

- 1 小型機船底びき網漁業の操業の禁止 3

告 示

和歌山県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年11月15日退任）

職名 氏 名 住 所
 理事 橋本雅典 有田市宮原町東802番地2

和歌山県告示第33号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 片見谷池地区
- 2 確定年月日 令和4年3月4日
- 3 工事を完了した時期 令和6年12月9日

和歌山県告示第34号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町谷字中尾224の5、224の7、224の8、224の9
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第35号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1060の51、1060の78
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市和田字藤谷597の18
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第37号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字松尾316の78
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称
有田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画道路事業3・6・5号愛宕川端線

有田都市計画道路事業3・6・7号八王子港線

3 事業施行期間

令和2年4月10日から令和8年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

令和2年和歌山県告示第557号の事業地のうち、和歌山県有田市箕島字西平尾、箕島字中及び箕島字川田地内において、事業地を変更する。

使用の部分

なし

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における小型機船底びき網漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和7年1月17日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

（操業の制限）

- 1 和共第1号共同漁業権区域においては、小型機船底びき網漁業を操業してはならない。

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までとする。

（指示に従わない者への対応方針）

- 3 この指示に定めるもののほか、この指示に従わない者への対応方針については、別に委員会が定めるところによる。